

役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 国際会計基準 『コンバージェンス』から『直接適用容認』へ

2008 年 8 月 27 日に米国証券取引委員会(SEC)が、IFRS(国際財務報告基準)の採用を認める方針を決議公表したことを受け、日本国内においても、IFRS の選択適用へ向けての検討が本格化しています。

1. 日本基準と国際基準の重要な相違点

すでに、国際基準とのコンバージェンスの過程で導入されている基準をのぞくと、残されている重要な相違点は下記のとおりです。

	日本基準	国際基準	考えられる影響
収 益 認 識	実現主義	経済価値の移転	税務上の取扱い
の れ ん 代	最大 20 年間で均等償却を行う。	償却は行わず、每期、減損の必要性を検討	企業の M&A 戦略に影響
少数株主損益	少数株主損益を加減して純利益を計算	少数株主損益は、純利益の配分項目	影響は軽微
利 益 表 示	経営利益がある。	経常利益がなく、純利益に評価額を加減し、包括利益を表示	- 投資家、経営者にとっての経営指標の変化 - 時価評価の対象となる持合株式などの見直し

2. 米国 SEC の動向と今後の見通し

2008 年 8 月 27 日に米国 SEC が決議公表したロードマップ案によりますと、2011 年に米国の上場企業に IFRS 適用を求めるかどうかを決定し、強制適用であれば、2014 年会計年度より、段階的に適用していくとしています。一定基準を満たした場合、2009 年から IFRS の早期適用を認めることも検討されています。

このように、米国でも外国企業の IFRS の適用を容認し、国内的にも IFRS に一本化していく流れにあります。米国市場にも上場している日本企業の場合は、米国で開示している米国基準での連結財務諸表を日本でそのまま開示することが認められていることから、自動的に IFRS へと移行することが考えられます。

さらに、海外に事業展開を行っている日本企業において、海外子会社の財務諸表が IFRS に準拠して作成された場合に、これを日本基準に戻して連結することは現実的ではありません。

従って、日本においても、選択適用を認める流れは避けられないものと考えます。

3. 連結先行と連単分離

IFRS の採用に当たって、現在金融庁の立場は『連結先行』であり、連結財務諸表に係る会計基準を単体の財務諸表に先行して改正していくという考え方が示されています。この場合、金融商品取引法上は連結財務諸表と単体財務諸表では別の会計基準が採用されることになり、会計基準は『連単分離』となります。

お見逃しなく！

『連結先行』あるいは『連単分離』の考え方は、IFRS の導入に向けてのハードルを下げる方向に寄与しますが、連結子会社を持たない上場会社にあつては、IFRS 基準での財務諸表の作成が求められると考えられます。その結果、連結財務諸表が作成されるか否かによって、単体財務諸表の作成基準が異なり、比較可能性が損なわれることになる点に留意する必要があります。